

(別添1)

南極地域観測隊同行者について

平成12年11月13日
南極地域観測統合推進本部

南極地域観測統合推進本部（以下「南極本部」という。）の実施する南極地域観測事業（以下「観測事業」という。）において、観測事業の発展、観測事業に関する国民の理解の増進等のために南極地域観測隊（以下「観測隊」という。）に同行する者（以下「同行者」という。）の取扱いについては、次のように定める。

1. 同行者は、報道関係者、国内外の研究者、大学院学生、行政機関職員、教育関係者、芸術家等とする。
2. 同行者は、国立極地研究所等の関係機関における選考及びその推薦に基づき、南極本部が開催する総会での議を経て決定される。
3. 同行者は、同行中は観測隊長等の観測隊の責任者の指揮下に入り、その指示に従って行動しなければならない。
4. 同行者は、別に本部の定める心得、観測隊及び便乗する船舶等の諸規則を遵守し、観測事業の安全かつ円滑な遂行に協力しなければならない。
5. 観測隊に同行するために必要な経費は、同行者又は、同行者が所属する組織等の負担によるものとする。ただし、外国との交換科学者等南極本部が特に認めた場合には、この限りではない。
6. 同行者は、同行中の事故等に基づく損害等について個人の責任において、必要な措置を講じなければならない。
7. 本決定は、必要に応じて本部が開催する総会の議を経て、改正することができる。

附 則

1. この規程は、平成12年11月13日から施行し、第43次観測隊行動実施計画から適用する。
2. 本決定に伴い、「大学院学生に係わる南極昭和基地における研究指導について」（平成7年6月12日南極本部決定）は廃止する。